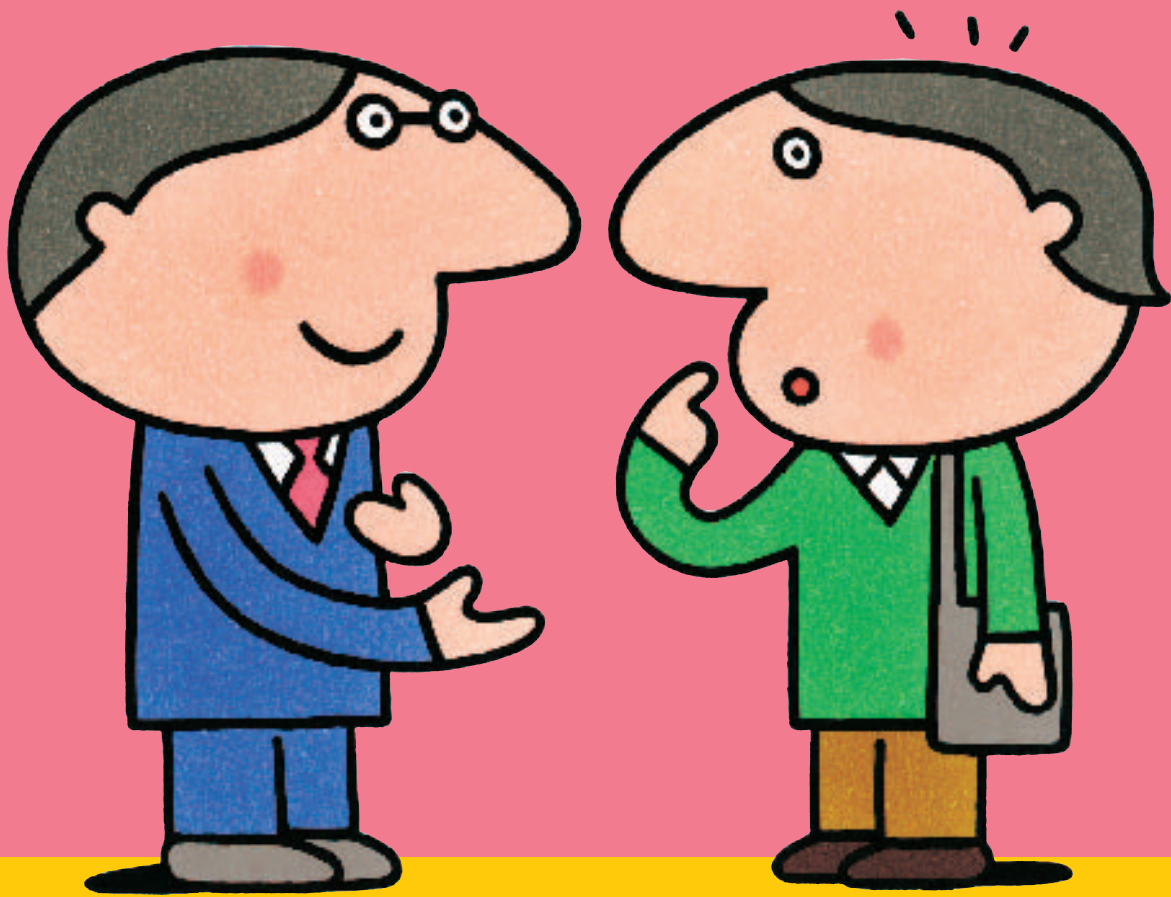


登記・供託・訴訟等の手続では、 依頼者の皆様の 本人確認及び意思確認が 必要です。ご協力ください。



司法書士は、司法書士法及び司法書士会会則に基づき、依頼者の皆様の権利保護ならびに手続等の適正を図るために、司法書士業務の受託に際し依頼者の皆様との面談その他の方法により、本人確認ならびに依頼の内容、及び意思の確認を行いその記録を保存させていただきます。

なお、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」においても、司法書士の業務の一部(宅地・建物の売買取引、会社設立等の特定業務)について、本人確認及び記録作成等が義務付けられています。

本人確認の資料として、
下記の証明書のいずれかをご用意ください。

- 運転免許証 ●パスポート ●住民基本台帳カード ●健康保険証 ●国民年金手帳 ●その他住所・氏名・生年月日の記載ある証明書など

司法書士の主な取扱業務 ○不動産・商業法人・その他の登記 ○供託 ○裁判書類作成 ○相続・遺言の手続 ○成年後見等の財産管理
○認定司法書士による簡易裁判所の訴訟代理、和解交渉、債務整理

日本司法書士会連合会・岩手県司法書士会(電話 019-622-3372)
詳細は最寄りの司法書士へお尋ね下さい。